

いのち支える自殺対策の取組
那覇市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない那覇市の実現を目指して～



令和元年7月
那覇市

は じ め に



わが国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。

このような状況のもと、国は平成18年に「自殺対策基本法」を制定し、翌年には、「自殺総合対策大綱」が策定され、自殺を社会の問題と捉えた基本理念を定め、総合的な自殺対策が進められるようになりました。

全国の自殺者数は、平成24年には3万人を割り込み、5年連続で3万人を下回ったものの、依然として深刻な状況にあります。

平成28年3月には「自殺対策基本法」が改正され、法第13条において、市の責務として自殺対策計画を定めることが示されました。

また、平成29年には「自殺総合対策大綱」が改正となり、基本理念として「いのち支える自殺対策」を前面に打ち出して、『誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す』ことを掲げています。

本市の自殺者の状況については、平成18年には100人を超えていましたが、平成19年以降は減少し、平成24年からは60人から70人台を推移しております。

人口10万人に対する自殺率は、「地域における自殺の基礎資料」によりますと、平成25年から29年の国の平均値18.5、沖縄県の平均値18.4に比べ、本市は20.8と高い状況にあるため、自殺対策は、今後も市を挙げて取り組むべき課題であると言えます。

自殺対策の基本は、「生きることの支援」にあるため、市民をはじめ、保健・医療・福祉・教育・労働など関係機関・団体との連携・協力を強化し、より効果的・総合的な自殺対策を推進するために、「那覇市自殺対策計画」を策定し、『誰も自殺に追い込まれることのない那覇市』の実現を目指します。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力ご尽力をいただきました市民の皆様、関係機関・団体等の皆様に感謝を申し上げます。

令和元年 7月

那覇市長 城間 幹子

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景	1
2	計画の基本方針	1
3	計画の位置づけ	3
4	計画の期間	4
5	計画の目標（数値）	4
第2章	本市における自殺の特徴	5
第3章	いのち支える自殺対策における取組	
1	いのち支える自殺対策における施策の構成	12
2	基本施策	
	1) 地域におけるネットワークの強化	14
	2) 自殺対策を支える人材の育成	16
	3) 自殺対策の啓発と相談対応	18
	4) 生きることの促進要因への支援	21
	5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	23
3	重点施策	
	1) 高齢者の自殺対策	24
	2) 生活困窮者の自殺対策	27
	3) 勤務問題に関連する自殺対策	30
	4) 無職者・失業者の自殺対策	32
4	生きる支援の関連施策	34
第4章	自殺対策の推進体制	37
1	那覇市自殺対策関係機関連絡会議（外部会議）	37
2	那覇市自殺対策関係機関連絡会議（庁内会議）	37
3	計画の進捗管理	37
4	自殺対策推進体制図	38
資 料		39

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

本市では、自殺予防対策として平成25年度より、関係機関や団体、庁内関係課を構成員とした「那覇市自殺予防対策関係機関連絡会議」を設置・開催し、自殺対策の取り組みを進めてきました。

この度、平成28年に改正された自殺対策基本法において、すべての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられたことから、本市のこれまでの取り組みをさらに推進するために、「那覇市自殺対策計画」を策定しました。

2 計画の基本方針

本市では、平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、以下の5つの基本方針に基づき、自殺対策を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

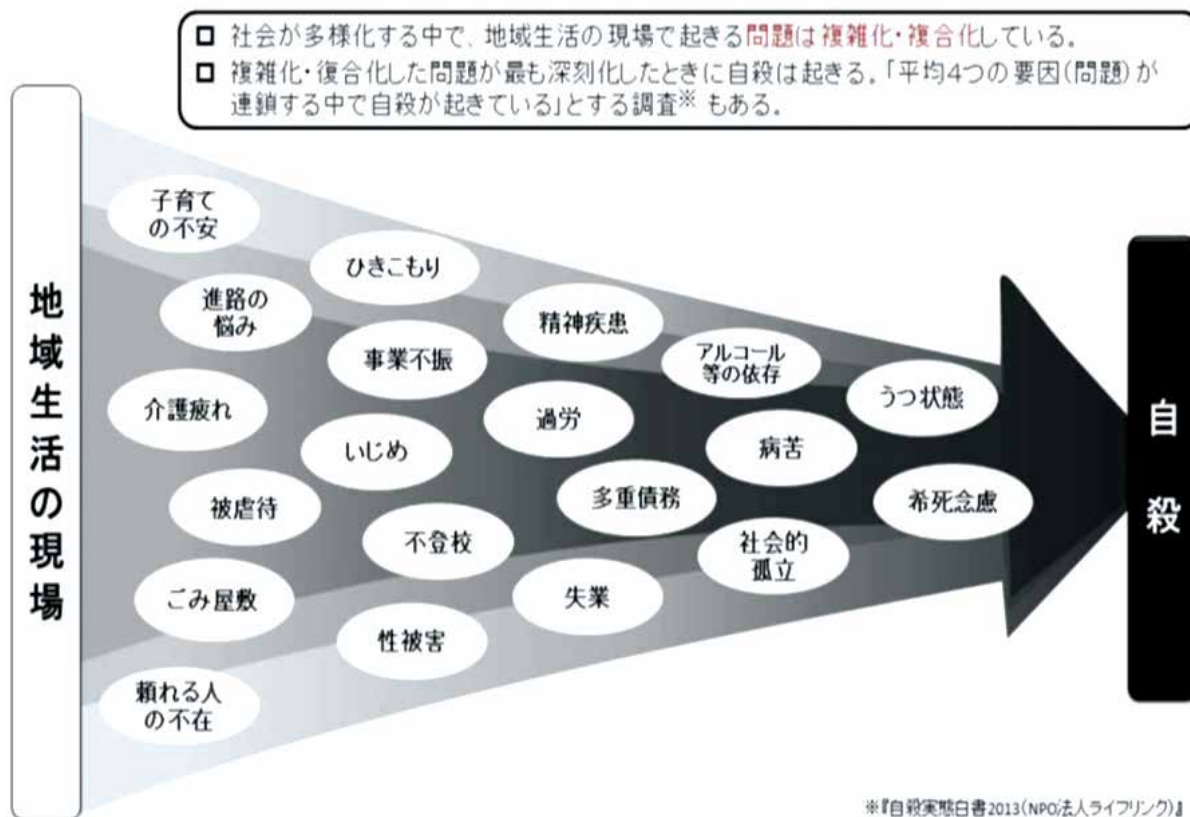
個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。(図①)

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健、医療、福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

図① 自殺の危機要因イメージ図



(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれら総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、

地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく必要があります。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

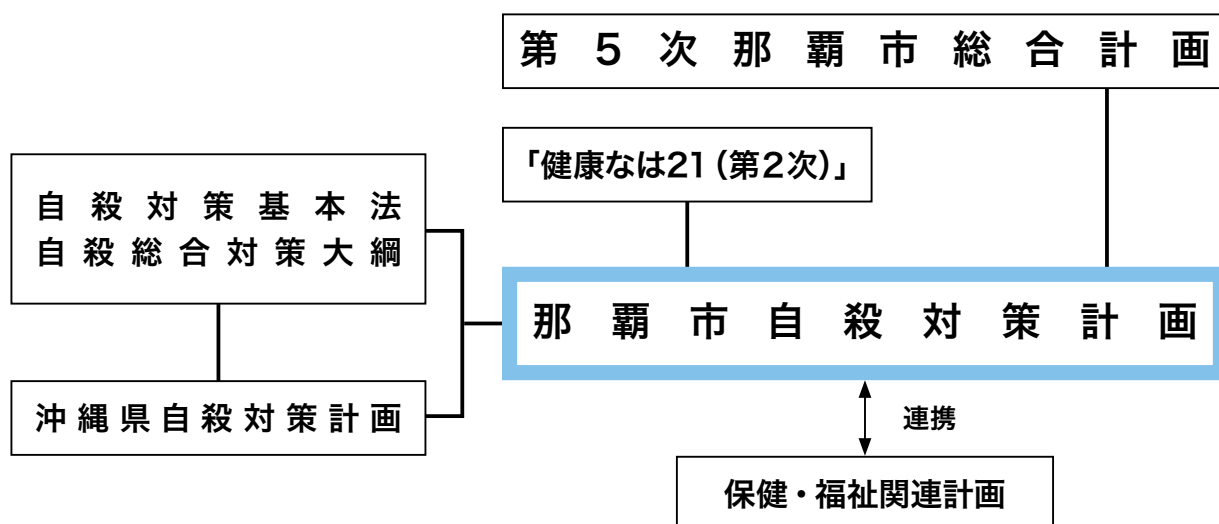
国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

3 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定し、市民の生活に関わるすべての部局の業務に関連するものであり、それぞれの施策の中で取り組むことができるものです。

各分野における事業計画等の中に自殺対策の視点を加え、関係部局・機関等と連携、協力して、総合的に推進していきます。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和元年度（2019年度）から令和9年度（2027年度）までの9年間とし、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、地域の実情等を踏まえる方向で、5年に一度を目安として内容の見直しを行います。

見直しの時期：令和元年度策定 → 令和5年度見直し

5 計画の目標（数値）

国は、自殺総合対策大綱において、「2026年までに人口10万当たりの自殺者数（自殺死亡率）を2015年と比べて30%以上減少させる」としています。

本市においても、そのことに合わせて第5次那覇市総合計画において、自殺対策の目標値を人口10万人あたりの自殺死亡率及び自殺者数を以下のとおり定めていることから、本市は当面の目標値として、2012年の年間の自殺死亡率21.9（人数70人）を2027年（令和9年）までに自殺死亡率を16.8以下（自殺者数約53人）にすることを目指します。

(2012年)	→	(2027年：令和9年)
自殺死亡率21.9（人数70人）	→	自殺死亡率16.8以下（人数約53人）

第2章 本市における自殺の特徴

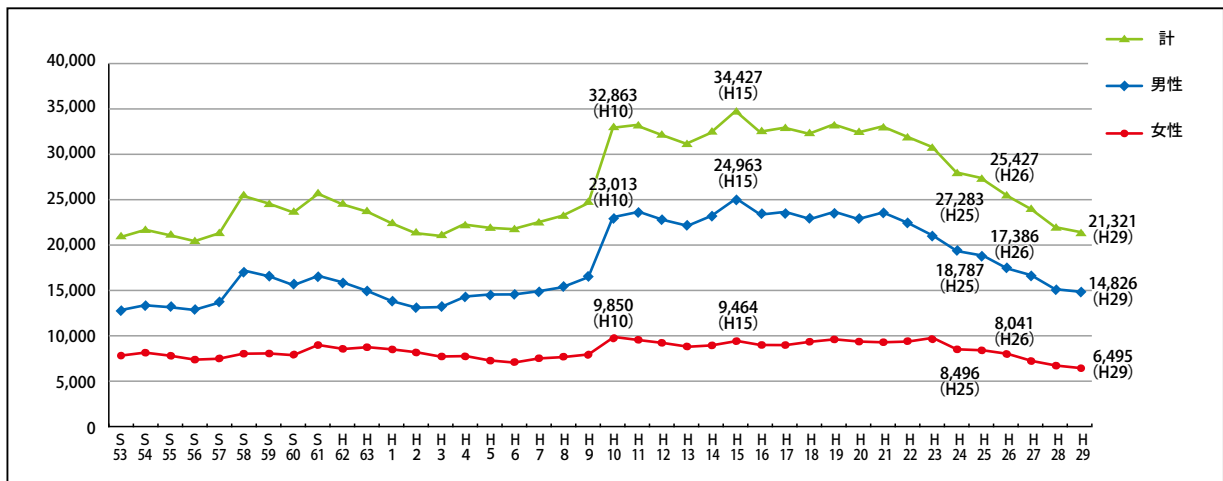
1 那覇市の自殺の実態

(1) 自殺者数の推移

わが国の自殺者数は、毎年2万人以上で推移し、平成10年には急激な増加により3万人を超え、平成15年にピークを迎えました。その後も自殺者数が多い状況が続きましたが、平成24年には3万人を切り、以後減少傾向で、平成29年は21,321人となっています(図②)。

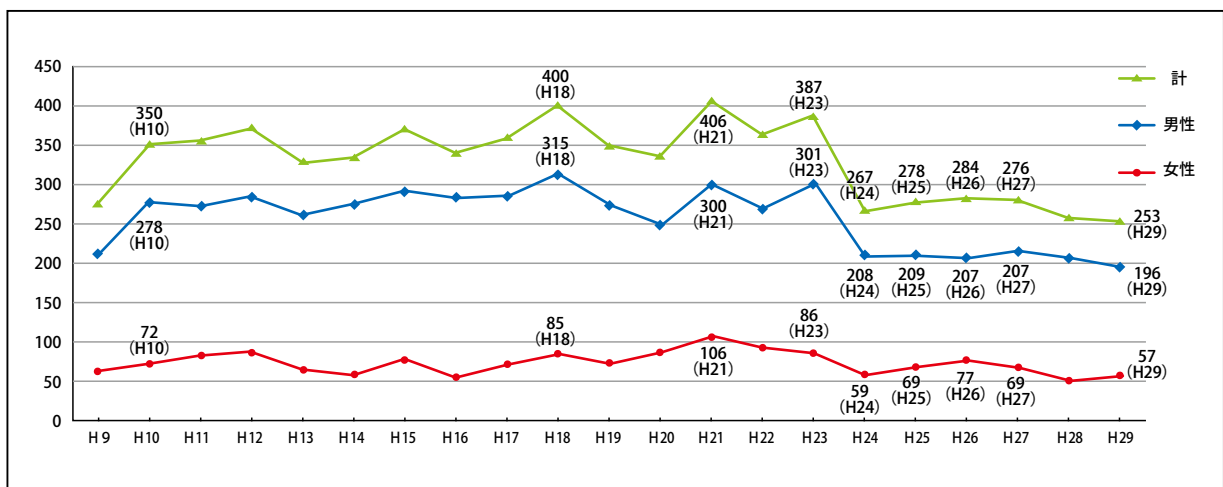
沖縄県では、平成21年406人とピークを示した後、平成24年には減少し、以後はほぼ横ばいの状況です。平成29年は253人となっています(図③)。

図② 自殺者数の推移(国)



資料：警察庁統計(内閣府「平成29年中における自殺の状況」)を基に作成

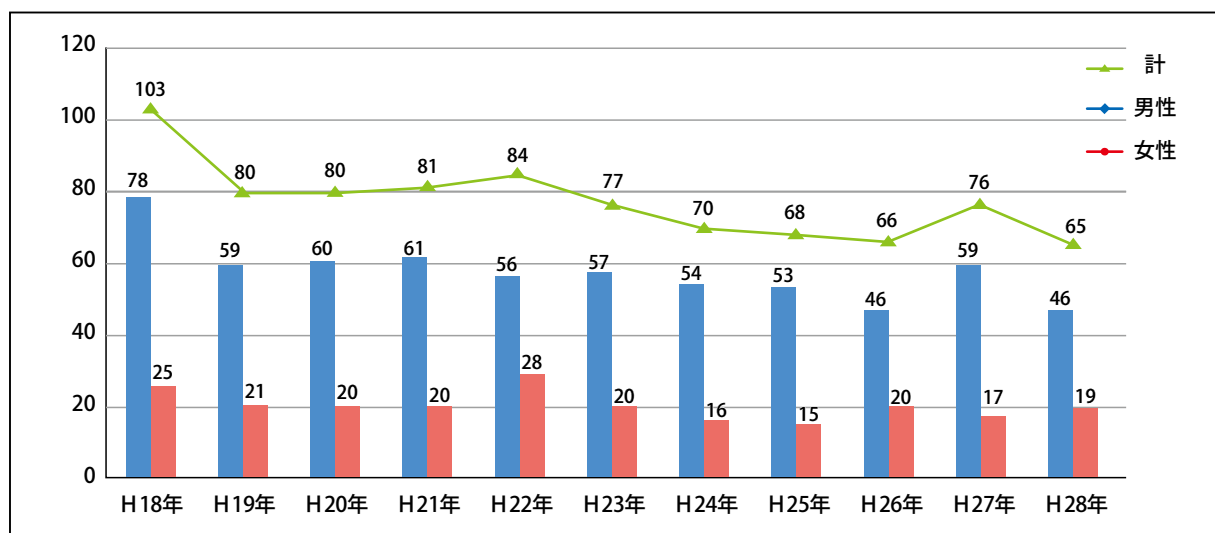
図③ 自殺者数の推移(沖縄県)



資料：警察庁統計(内閣府「平成29年中における自殺の状況」)を基に作成

那覇市では、平成19年以降100人未満で推移し、横ばいから漸減傾向でしたが、平成27年は増加しています。この年は男性の自殺者数が前年より13人増えたことにより増加を示していますが、平成28年には再度減少し、65人となっています（図④）。各年とも男性は女性の2倍以上の自殺者数となっています。

図④ 自殺者数の推移（那覇市）

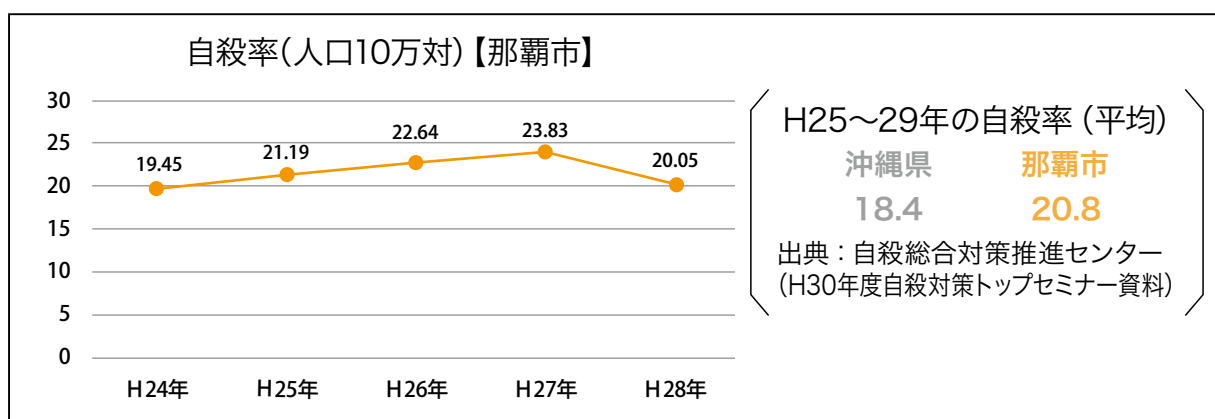


資料：人口動態統計より作成

（2）自殺率の状況

那覇市の自殺死亡率（10万対）は、平成24年からほぼ横ばいで推移しており、平成28年はやや低下しています。平成25～29年の平均自殺死亡率は、沖縄県が18.4、那覇市は20.8となっています（図⑤）。

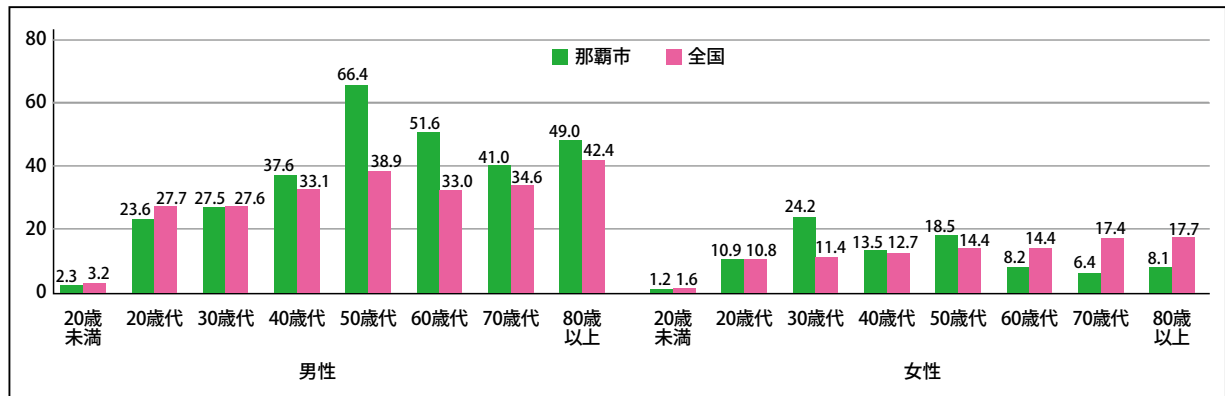
図⑤ 自殺率（人口10万対）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

平成24～28年の5年間のデータを合計し、性別・年代別で見ると、男性は40歳以上のいわゆる働き盛り世代から高齢者、女性は30～50歳代において全国を上回っています(図⑥)。

図⑥ 性・年代別の自殺率



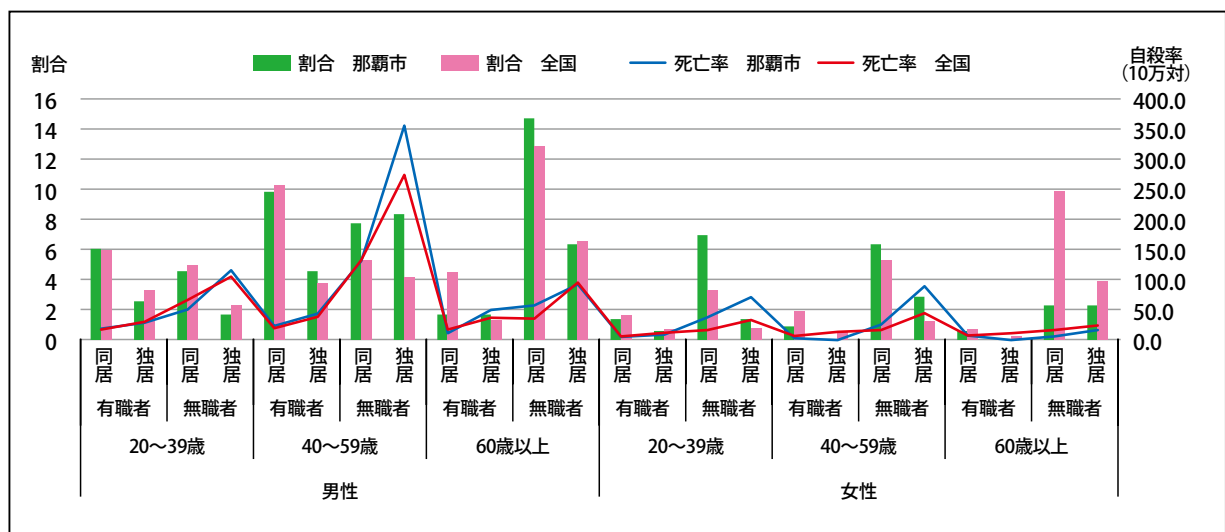
資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2017 (H24年～28年間)」

さらに、職の有無・同居の有無もあわせてみると、「男性、40～59歳、無職、独居」の自殺率は358.0と突出しています。自殺者の割合でも、「男性、40～59歳、無職」は全国より高く、さらに「男性、60歳以上、無職、同居」は14.8%で最も高い割合を示し、那覇市において最も自殺が多い区分となっています。

60歳以上では、全国に比べ男性は高く、女性は低い状況で、男女差が目立っています。特に、女性で「60歳以上、無職、同居」の自殺割合は2.3%と、全国の9.9%を大きく下回っています。

女性は「20～39歳」及び「40～59歳」の「無職、独居」の自殺率が全国の約2倍と高く、また、同年代における割合では「無職、同居」が高くなっています(図⑦)

図⑦ 自殺率及び自殺の割合(性・年代・職の有無・同居の有無別)



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2017 (H24年～28年間)」

(3) 年齢階級別死因順位

平成28年度の那覇市の死亡者数のうち、自殺による死亡は、30代で1位、20代で2位、50代で3位となっています。(表①)

表① 年齢階級別死亡順位(平成28年度)

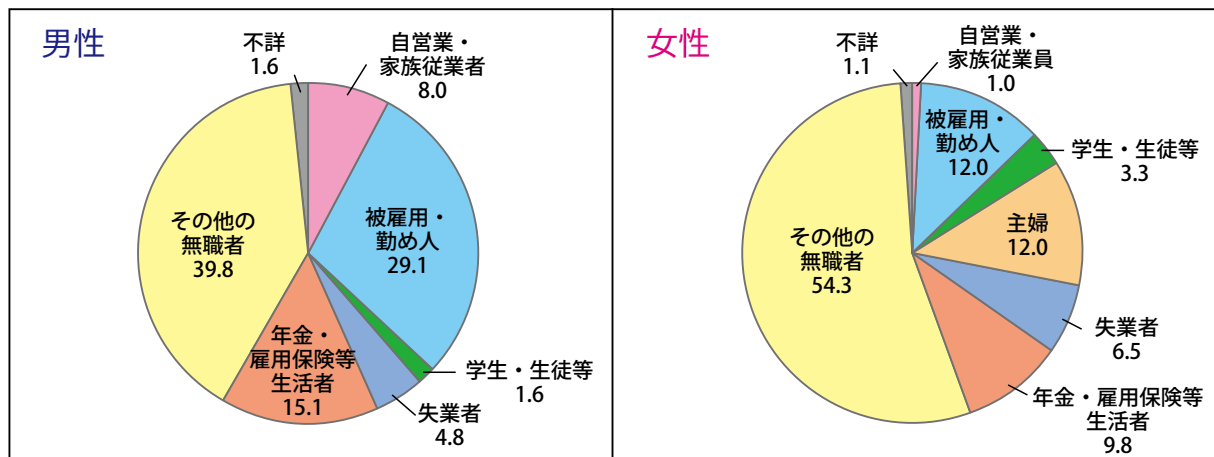
年齢	第1位		第2位		第3位	
	死因	死亡数に占める割合	死因	死亡数に占める割合	死因	死亡数に占める割合
～19	乳幼児突然死症候群	21.4%	不慮の事故	14.3%	—	—
			腸管感染症	14.3%		
			周産期に特異的な呼吸障害及び血管障害	14.3%		
20代	不慮の事故	38.5%	自殺	23.1%	肺血症	7.7%
					悪性新生物	7.7%
					心疾患	7.7%
30代	自殺	36.7%	悪性新生物	10.0%	—	—
			脳血管疾患	10.0%		
			肝疾患	10.0%		
40代	悪性新生物	19.5%	心疾患	16.1%	脳血管疾患	14.9%
50代	悪性新生物	34.4%	心疾患	11.9%	自殺	12.6%
					脳血管疾患	12.6%
60代	悪性新生物	41.5%	心疾患	13.1%	脳血管疾患	9.2%
70代	悪性新生物	35.0%	心疾患	14.4%	脳血管疾患	11.7%
80～	悪性新生物	11.5%	心疾患	9.1%	肺炎	6.9%
全年齢	悪性新生物	25.6%	心疾患	14.2%	肺炎	8.8%

※死亡の割合は各年代の死亡数に占める割合を表示
資料：那覇市保健所「那覇市保健所概況(人口動態統計)」を基に作成

(4) 自殺者の職業別状況、原因・動機別状況

平成24～28年の5年間の自殺者の職業別の割合では、男女ともに「その他の無職者」(主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者以外のすべての無職者であり、利子・配当・家賃等生活者、その他の無職者のことを言う)の割合が高くなっています。男性は「自営業・家族従業員」「被雇用・勤め人」の有職者が37.1%を占め、女性では有職者は13.0%となっています(図⑧)

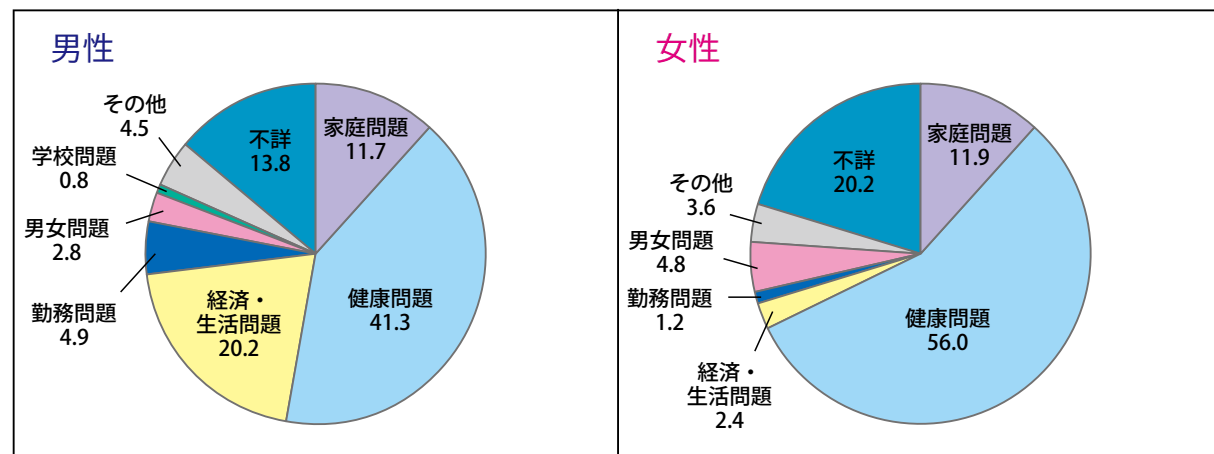
図⑧ 自殺者の職業別割合(%)



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(H24～28年)」

平成24～27年の4年間の自殺者の原因・動機別の割合では、男女ともに「健康問題」が一番多く、次いで男性では「経済・生活問題」、女性では「不詳」「家庭問題」となっています。(図⑨)

図⑨ 自殺者の原因・動機別割合(%)



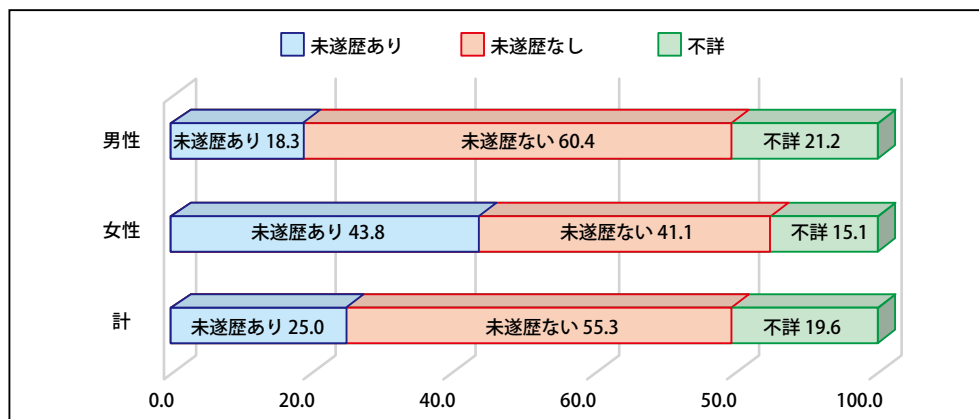
※遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としているため、原因・動機別の和と自殺者数とは一致しない。

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料(H24～27年)」

(5) 自殺者の自殺未遂歴の状況

平成24～27年の4年間の自殺者のうち自殺未遂歴がある者の割合は、25.0%となっています。男性に比べて女性が高く、男性は18.3%、女性は43.8%となっています。(図⑩)

図⑩ 自殺者における未遂歴の有無割合(%) (H24～27年)



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2017 (H24～27年)」

(6) 対策が優先されるべき対象群

平成24～28年の5年間の自殺の状況から、那覇市において自殺者の多い属性(区分)が下表のとおり示されています。

表② 地域の主な自殺の特徴【那覇市】 (特別集計(自殺日・住居地、H24～28合計))

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性60歳以上無職同居	51	14.8%	57.5	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性40～59歳有職同居	34	9.9%	23.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:男性40～59歳無職独居	29	8.4%	358.0	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4位:男性40～59歳無職同居	27	7.8%	132.0	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位:女性20～39歳無職同居	24	7.0%	38.2	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

*自殺率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした。

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2017」

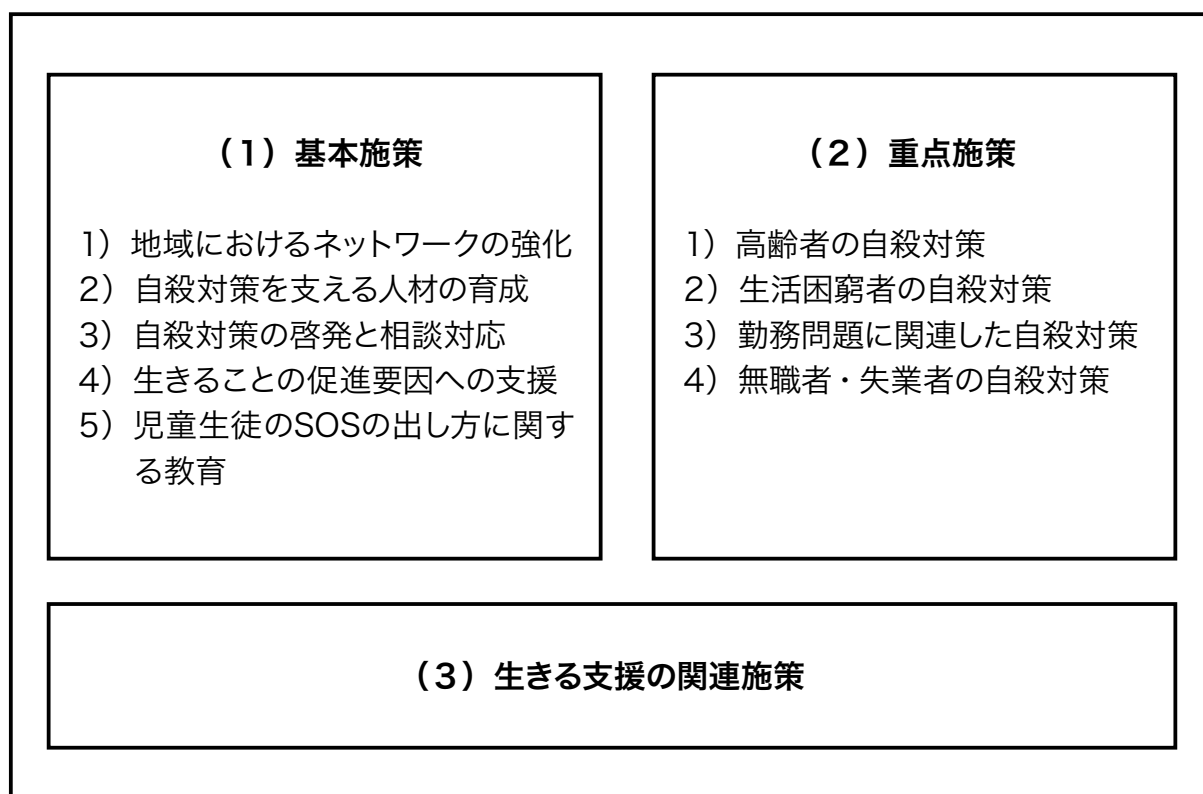


第3章 いのち支える自殺対策における取組

1 いのち支える自殺対策における施策の構成

自殺対策の本質は、「生きることの支援」であることから、「いのち支える自殺対策」として、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて推進します。

基本施策は、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基本的な取り組みで、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「自殺対策の啓発と相談対応」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の5つとし、**重点施策**は、本市の地域自殺実態プロファイル等から、今後、重点的に取り組む課題としてあげられ、強化して取り組むことが推奨されている「高齢者の自殺対策」、「生活困窮者の自殺対策」、「勤務問題に関連した自殺対策」、「無職者・失業者の自殺対策」の4つとし、また、自殺対策に資する庁内の関連する事業・取り組みとしてまとめた**生きる支援の関連施策**で構成しています。



(1) 基本施策 全国的に実施することが望ましいとされている施策

1) 地域におけるネットワークの強化

- ①関係者の連絡会やネットワーク会議において、問題解決や連携の取組
- ②関係機関のネットワークによる相談会や周知のためのイベント等を開催

2) 自殺対策を支える人材の育成

- ①さまざまな職種を対象とする研修等の実施
- ②一般住民を対象とする研修等の実施
- ③学校教育・社会教育に関わる人への研修等の実施
- ④関係者間の連携を担う人材の育成の実施

3) 自殺対策の啓発と相談対応

- ①相談窓口の実施、市民向け講演会や講座・イベント等の開催
- ②周知用リーフレットや啓発グッズ等の作成と活用
- ③メディアを活用した啓発

4) 生きることの促進要因への支援

- ①自殺未遂者等への支援
- ②リスクを抱える可能性のある方々への居場所づくり活動
- ③遺された人への支援

5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- ①SOSの出し方に関する教育の実施
- ②SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

(2) 重点施策 地域自殺実態プロフィールで重点的に取り組む課題としてあげられた施策

1) 高齢者の自殺対策

- ①高齢者・家族への自殺対策に関連した周知啓発の促進
- ②関係機関との連携推進および支援者の育成
- ③高齢者、要介護者への社会参加など生きがいづくりの推進
- ④介護者への支援

2) 生活困窮者の自殺対策

- ①生活困窮者自立支援制度と連動した自殺対策の推進
- ②相談支援、人材育成の推進
- ③居場所づくりや生活支援の充実

3) 勤務問題に関連する自殺対策

- ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ②勤務問題と自殺リスクに関する周知の推進

4) 無職者・失業者の自殺対策

- ①失業者等に対する相談窓口等の充実 ②職業的自立へ向けた支援の充実

(3) 生きる支援の関連施策

2 基本施策

基本施策 1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で、地域の実情に合わせて各分野、関係機関の連携のもと、支援体制を構築することが必要であり、基盤となる取り組みが地域におけるネットワークの強化です。主に自殺対策関係機関連絡会議において関係機関とのネットワークを強化し、課題解決を図り、また各事業の取り組みと連携しながら対策を推進します。

① 関係者の連絡会やネットワーク会議において、課題解決や連携の取組

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	地域保健課	自殺対策関係機関連絡会議	国や県の動向、自殺総合対策大綱、自殺対策基本法に基づき、自殺の現状と課題を把握し、関係機関との連携を図り協働して自殺対策の体制を構築、自殺対策計画の推進を図ることを目的に実施する。	自殺対策に関して、課題解決、推進強化のための協議を通じて、総合的、効果的な対策の推進と対策の普及、地域づくりを目指す。
イ	健康増進課	地域職域協働による働き盛り世代の健康づくり応援事業	・地域保健・職域保健における健康課題の明確化と情報の共有及び連携推進に関すること（各機関の役割の確認等）・生活習慣病に関すること、メンタルヘルス対策（うつ病・自殺予防）に関すること、受動喫煙防止対策に関すること、地域職域連携推進事業の実施及び評価に関すること、その他地域職域を推進するために必要な事業に関すること	職場におけるメンタルヘルス対策の推進が自殺対策につながる。

② 関係機関のネットワークによる相談会や周知のためのイベント等を開催

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	地域保健課、健康増進課、特定健診課	アルコール健康障害普及啓発の3課合同のパネル展示の開催	アルコール健康障害の予防に取組んでいる3課が、アルコールについての正しい知識の普及、相談窓口等の周知を目的に、パネルを展示、資料の配布を行う。	アルコール依存等と自殺との関連を啓発することで自殺予防につなげる。
イ	保護管理課	那覇市就職・生活なんでも相談会	地域における生活困窮者の早期発見・把握・掘り起し等を目的に、「那覇市就職・生活なんでも相談会」を年4回開催	生活困窮者自立相談窓口に来ることが出来ない生活困窮者に対し、より身近な場所で相談会を開催することにより、生活困窮者の早期発見・把握・掘り起しを行い、自立相談支援事業所等関係機関へつなぎ、必要な支援を提供する。

＜参考＞

1 自殺対策関係機関連絡会議において、各関係機関が課題解決に向けて取組んだこと

（1）某大橋フェンス等の設置について要望書を提出

平成27年度の自殺対策関係機関連絡会議において、本市消防局より平成27年中の某大橋付近での飛降り自殺について、件数等の報告と改善策の提案がありました。

この会議において、早急に改善策を講じる必要性が話し合われ、某大橋を所管する組合に、フェンスの設置、自殺予防のための看板の設置の要望書を提出することになりました。

要望書を受けて、平成29年度には、某大橋のフェンス設置費用として予算がつかしましたが、橋の基礎部分の劣化に対する改修工事の追加予算確保がされ、平成30年度にフェンス設置工事が予定されています。

また、自殺予防策として、高見台の足元に「つらいこと、苦しいこと話してみませんか」の表示と、相談先の「よりそいほっとライン」の連絡先を加えた看板を設置しています。

（2）レスキューカードの内容や活用方法を検討

平成26年度の自殺対策関係機関連絡会議において、相談窓口を案内する救急カードの作成について提案があり、作成することになりました。平成28年度には、第1版レスキューカードを作成し、各関係機関等において、再企図を防ぐために自殺未遂者等へ配布しています。平成29年度の自殺対策関係機関連絡会議では、レスキューカードの活用に関して、無料相談と表示することや、男性の相談窓口の追加等を検討しました。

平成30年度には、再企図を防ぐだけでなく悩んでいる方へ広く活用していただくこととし、第2版のレスキューカードを作成し、配布しています。

（3）飲酒と自殺との関連について（啓発）

自殺対策関係機関連絡会議では、「飲酒と自殺」との関連について情報共有し、アルコール対策を予防の視点で取り組む必要性を確認してきました。アルコール依存症対策のひとつとして、平成29年度に市健康部3課での「アルコール健康障害庁内3課合同連携会」を発足しました。以後、3課合同によるアルコールパネル展を実施し、適正飲酒、アルコールの正しい知識の普及啓発、飲酒と心の健康（自殺との関連等）、相談窓口の周知等を行い、対策の推進を行っています。

2 自殺対策関係機関連絡会議（構成委員・関係機関）の取組

- （1）各機関の相談窓口等において、相談・支援を行い、特に自殺に追い込まれる可能性のある方には、適切な相談機関等につながるよう動機付けを行いながら、レスキューカードを配布します。（那覇市医師会、市内救急告知病院、精神科病院、警察署、他関係機関）
- （2）会員がゲートキーパーの役割を担えるように、養成講座を開催し、早期発見・早期対応に努めています。（那覇地区薬剤師会）

基本施策 2) 自殺対策を支える人材の育成

地域におけるネットワークは、担い手となる人材がいることで機能することから、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上で基礎となり重要な取り組みです。さまざまな職種や市民を対象としたゲートキーパー養成研修会をはじめとした研修等において、地域におけるネットワークの担い手や支え手となる人材の育成を推進します。

ゲートキーパー養成研修会の受講者の目標数として、2013年から2016年までの累積受講者数462人に対し、2027年（令和9年）までには、1,462人になるように目指します。

<参考>「ゲートキーパー」、「ゲートキーパー養成研修会」について

- 1 ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）ができる人のことで「命の門番」とも位置づけられる人のことです。
 - 役割 ①気づき：家族や仲間の変化に気づいて声をかける
 - ②傾聴：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
 - ③つなぎ：早めに専門家に相談するように促す
 - ④見守り：温かく寄り添いながら、じっくりと見守る
- 2 ゲートキーパー養成研修会は、地域住民や相談対応・支援者がゲートキーパーとして役割を発揮できるように研修を行い養成することで自殺対策とするものです。

① さまざまな職種を対象とする研修等の実施

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 （自殺対策の視点）
ア	地域保健課	（職種向け） ゲートキーパー 養成研修会	悩んでいる方に気づき、傾聴、つなぎ、見守り等の門番としての役割を研修会において周知する。内容は、本市の自殺の現状、ゲートキーパーの役割、こころの健康（ストレスとセルフケア）等	ゲートキーパーとしての気づきやつなぎの役割、さらに対応が自殺予防につながる。
イ	地域保健課	こころの相談員 事業（自殺予防 対応相談員）	心理士等相談員が、自殺に関する悩みを抱える方等の相談支援を行う職員や関係機関に対して、相談対応の助言等を行う。	相談対応者の力量を向上させることで自殺予防に資する。

② 一般住民等を対象とする研修等の実施

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	地域保健課	若者向けこころの健康づくり研修会	若者(高校生や20歳代)が自らの心の健康を保ち、ストレスへの対処や友人同士等に対して気づきやつなぎの役割となれることを目的に、ゲートキーパーの役割、こころの健康(ストレスとセルフケア、SOSの出し方)について講座を実施	若者が自らの心の健康を保ち、ストレスへの対処や友人同士等に対して気づきやつなぎの役割となることで自殺予防につなげる。
イ	地域保健課	(一般市民向け)ゲートキーパー養成研修会	一般市民が悩んでいる方に気づき、傾聴、つなぎ、見守り等の門番としての役割を担えるように研修会において周知する。内容は、本市の自殺の現状、ゲートキーパーの役割、こころの健康(ストレスとセルフケア)等	ゲートキーパーとしての気づきやつなぎの役割、さらに対応が自殺予防につながる。

③ 学校教育・社会教育に関わる人への研修等の実施

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	学校教育課	生徒指導主事連絡協議会	・頻度：年度7回 ・対象：生徒指導教諭 ・内容：那覇市の問題行動の現状について(いじめによる不登校等の未然防止)	生徒指導主事連絡協議会の中で、関係機関と連携を取りながらいじめによる自殺について未然防止の研修会を実施し、学校での見守りと家庭・地域との連携、関係機関との連携を強め、早期発見・早期対応の必要性を説き、各学校へ周知した。
イ	地域保健課	(教職員等向け)ゲートキーパー養成研修会	学校関係者に対して、気づき、傾聴、つなぎ、見守り等の門番としてのゲートキーパーの役割や自殺企図者の心理状態や実際の対応等を学ぶ機会として開催	ゲートキーパーとしての気づきやつなぎの役割、さらに対応が自殺予防につながる。

④ 関係者間の連携を担う人材の育成の実施

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	地域保健課	相談対応支援者研修会	本市関係課、相談業務を実施する関係機関の相談員・職員を対象に、「自殺志向の方への対応」「パーソナリティ障害の理解と対応」「アルコール依存症の理解と対応」等について、専門の講師により研修を実施	各相談機関の支援者が自殺や精神疾患等に対する正しい知識を持ち、適切に対応でき、支援者の資質向上を図ることで自殺予防につなげる。

基本施策 3) 自殺対策の啓発と相談対応

自殺の危機が「誰にでも起こり得る危機」として、市民が自殺対策への理解を深められるように、啓発活動を行い、また必要な方が相談機関を活用し、必要な情報を得ることができるように広報活動に取り組みます。

自殺の要因は複合的に絡み合っているとされており、精神保健や経済問題に関する相談機関をはじめ、家庭問題や男女問題、子育ての悩み等の相談に対応する機関においては、生きることへの支援として相談対応を充実させ、必要に応じて関係機関が連携を図り、支援の充実に向けて取り組む必要があります。

また、自殺の要因が複合的に絡みあっているものの、最も多い健康問題について(表③)は、うつ等心身の不調を周囲や精神保健福祉相談等をはじめとした各相談機関、医療機関等が、早期に気づくことができ、対応を充実するよう取り組みます。

表③ 那覇市自殺原因・動機別割合

健康問題	経済・生活問題	家庭問題	男女問題	勤務問題	学校問題	その他	不詳
47.0%	16.4%	12.3%	3.5%	4.1%	0.6%	4.4%	11.7%

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（H24～27年）」

① 相談窓口の実施、市民向け講演会や講座・イベント等の開催

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	地域保健課	精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉相談員が、本人や家族、関係者等からのこころの相談に関する相談（電話・来所）を受け、相談者の悩みを整理し、悩みの解決に向けて必要時、関係機関と連携して支援を行う。	こころの相談や支援を通じて悩みの解決を図り、ひいては自殺予防につながる。
イ	市民生活安全課	特別相談	弁護士による法律相談、司法書士による多重債務相談、身上相談員による悩み事相談、人権擁護委員による人権困りごと相談を実施	専門の相談員への相談により、多重債務やいじめ等による相談が自殺の予防につながる。
ウ	平和交流・男女参画課	ダイヤルうない（電話相談）	・暴力（DV）被害、夫婦、家族や職場等の人間関係や問題など、女性の抱える様々な相談に応じ、情報提供し、サポートする。 ・月曜日から土曜日、9時～12時、13時～17時で対応 ・予約制により、面談による相談も実施している。 ・性の多様性に関する電話相談にも対応している。	・電話相談では、相談者に寄り添い傾聴する。 ・相談内容に応じて、関係機関への案内や、同行支援を行っている。

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
エ	子育て応援課	子ども家庭総合支援拠点事業	子どもと家庭に関する身近な相談場所として、窓口相談や訪問等により世帯の実情を把握し継続的な支援を行う。	育児相談への対応や養育支援サービスの案内を通して子育て中の方のストレスや不安を軽減し、深刻な悩みのある方については適切な機関へつなげることで養育者の自殺予防につなげる。
オ	保護管理課	婦人相談事業	女性をとりまく様々な問題（DV被害、ストーカー被害、性暴力被害等）が複雑化・深刻化する中、相談者の不安を取り除くため、専門の女性相談員が、相談（電話・面接・出張）や同行支援（各種行政手続き・警察・病院・保護施設等）などを実施	女性相談員が、相談者の立場に立って共に問題解決に取り組むことで、相談者の不安を軽減し、自殺予防につなげる。
カ	保護管理課	福祉相談業務	専門の面接相談員が、相談者の状況を聴取し、他法他施策の活用や生活保護制度の利用等について十分な理解が得られるよう丁寧な説明を行う。	相談者の状況に応じて、各種支援機関や生活保護等に繋げることで、生活困窮からの脱却を図り、自殺予防や自立助長につなげる。
キ	地域保健課	母子保健相談指導事業	妊娠や出産、妊産婦の健康、乳幼児の発育・発達、育児等について、電話相談、来所相談、訪問を行っている。親子健康手帳交付時の相談・保健指導、助産師等による妊産婦・新生児訪問指導、保健師による訪問、相談がある。	育児不安や産後うつ等、妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受け、支援に繋げることで、精神症状の悪化を予防し、ひいては自殺予防につなげる。
ク	地域保健課	(一般市民向け) こころの健康に関する市民講演会の実施	一般市民を対象にした、うつ病等こころの健康づくり、精神保健福祉関連、自殺予防に関する内容を講演会として実施する。	自殺の要因となる精神疾患に関連した講演会を通じて、市民が正しい知識を持ち、理解できるよう、普及啓発を図ることで自殺予防の一助とする。
ケ	地域保健課	自殺対策パネル展の実施 ①9/10～16の自殺予防週間パネル展 ②3月：自殺対策強化週間パネル展	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に合わせて一般市民が多く訪れる市役所本庁や図書館等において、パネル展示、リーフレット配布を行う。パネルの内容は、こころの健康関連（うつ病の正しい知識、自殺予防、ストレス解消法等）	こころの健康に関するパネル展示やリーフレット配布を通じて、自殺対策関連の周知啓発、相談窓口に関する周知の機会となり必要な方がつながる。
コ	市立図書館	関連した啓発展示コーナーの設置	自殺予防週間や自殺対策強化週間等において、担当課と連携して展示等協力を行う。	「生きること」に関連した図書等を活用し、啓発を行い、命の大切さ等を啓発することで、自殺予防につなげる。

② 周知用のリーフレットや啓発グッズ等の作成と活用

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	地域保健課	「いのち支える相談窓口」に関するリーフレットを作成し配布 (2019年度新規)	自殺は、複数の要因が重なるとされているため、自殺対策に関連した相談窓口や、こころの健康づくりに関するリーフレットを作成し、各課、各関係機関に配布し、周知に活用していただく。	各機関で相談先を周知することで、解決につながり悩みを相談することができ、ひいては自殺予防につながる。
イ	地域保健課	レスキューカードの作成、配布	自殺未遂者や悩みのある方の生きる道の選択のために、相談先を周知することで、必要な相談先につながることを目的に作成したカードで、携帯用サイズにしている。	相談機関において、個々人の状況に応じた動機づけも行いながら、確実につなげることで自殺予防によりつながる。
ウ	地域保健課	自殺予防啓発のためのパネルや資料等の作成	9/10～16の自殺予防週間パネル展、3月の自殺対策強化月間パネル展の実施のために、パネルや資料等の作成を行う。	最新の情報や分かりやすい内容をパネルや資料にすることで自殺対策につなげる。

③ メディアを活用した啓発

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	地域保健課	ホームページ、フェイスブックによる、こころの健康に関する相談窓口の周知	市保健所のホームページ、フェイスブックに精神保健福祉に関する情報を掲載する。(相談窓口、こころの健康づくり、アルコール、医療機関、講演会・イベントに関すること他) また、若者層の自殺が多い9月の時期に、若者に関する自殺予防対策や対応、相談先等の情報を掲載する。	自殺の要因となりやすいうつやアルコール依存症等に関する情報や、相談できる窓口について周知することで、市民の関心を高め、自殺予防につなげる。

基本施策 4) 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることへの促進要因」よりも、「生きることへの阻害要因」が上回ったときとされています。(下記※参照)

そのためには、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みを併せて行う必要があります。

基本施策3)「自殺対策の啓発と相談対応」にあげている相談機関の周知や対応の充実と併せて、「生きることへの促進要因」の強化につながるように、相談窓口の周知と自殺未遂者への相談先の動機づけに活用するレスキューカードの活用等の取り組みを推進します。

地域自殺実態プロファイル2017(表④)によると、平成24年～27年の本市の自殺者のうち、過去に自殺未遂歴があった方は25.0%(男性が18.3%、女性が43.8%)、自殺未遂歴がなかった方は55.3%(男性が60.4%、女性が41.1%)となっています。自殺未遂者が25.0%を占め自殺のハイリスク群であることから、関係機関との連携等により支援の充実を推進します。

(※参考：NPO法人ライフリンク資料)

「生きることの促進要因」	「生きることの阻害要因」
・家族や友人との信頼関係 ・やりがいのある仕事や趣味 ・経済的な安定 ・ライフスキル ・信仰 ・地域とのつながり ・自己肯定感 など	・将来への不安や絶望 ・失業や不安定雇用 ・過重労働 ・借金や貧困 ・虐待、いじめ ・病気、介護疲れ ・孤独、役割喪失感 など

表④ 那覇市自殺者のうち自殺未遂歴の有無の割合(H24年～27年)

未遂歴有	未遂歴なし	不詳
25.0%	55.3%	19.6%

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2017(H24～27年)」

<参考> レスキューカードについて

レスキューカードは、生きることへの促進として自殺の要因となっている悩みを解決する相談窓口を掲載した名刺サイズのカードで、平成29年度より各関係機関や相談窓口に配架しています。

① 自殺未遂者等への支援

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	地域保健課	自殺未遂者支援のためのレスキューカードの作成と配布、活用	レスキューカードには、相談先の情報が記載されており、必要な相談につながることを目的に作成されたもので、救急告示病院、警察署、その他関係機関、関係課へ配布し協力を依頼している。	自殺のハイリスク群は、複合的に絡み合う悩みを一人で抱え込むことがあるため自殺の要因となっている悩みの相談につながることで「生きる道」を選択する自殺対策につながる。

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
イ	地域保健課	自殺未遂者等への 相談・支援の実施	こころの相談員事業、精神保健福祉相談事業において、自殺未遂者、自殺のハイリスク者及び家族への支援を実施	自殺未遂者に対して、精神面の支援を行うことで、自殺の再企図等を防止する。
ウ	地域保健課	自殺未遂者検討会 (自殺未遂者支援 連絡会)	精神保健福祉関連の相談支援担当者に対して、精神科医師等を講師に招き、スーパーバイズを得ることで、相談対応・支援のスキルを向上させるとともに、関係機関の連携のための情報共有、体制構築を図る。	対象の状態に合わせた支援ができるよう、疾患の理解や支援のあり方、関係機関の連携のあり方を学ぶとともに、事例を通して見出された課題を自殺対策に活かす。

② リスクを抱える可能性のある方々への居場所づくり活動

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	地域保健課	精神保健関連の 自助グループ、家 族会への支援	精神障がいのある当事者やその家族支援の充実を目指し、精神保健福祉に関連する自助グループに対し、活動場所の提供や広報等の支援を行っている。	当事者やその家族が互いの悩みや境遇を語り合い、他メンバーから助言を受け、情報交換する等、居場所となることから孤立予防につながる。
イ	保護管理課	子供の貧困緊急 対策事業 (居場所型学習支 援事業)	様々な要因で学習する環境が整っていない生活困窮状態の中学生(生活保護世帯を含む)を対象に、安心して過ごし、学ぶことのできる場の提供を行う。	個別学習支援による学力の向上、キャリア教育や生活改善支援等による意欲喚起を行うことにより、自己肯定感を高め、自分の決めた進路へ進めるよう支援を行う。
ウ	保護管理課	子供の貧困緊急 対策事業 (子どもの包括的 自立促進支援事 業)	問題が複雑・多様化し様々な要因などで引きこもりや非行等の状態になっている生活困窮世帯(生活保護世帯を含む)の子どもを対象に、安心して過ごし、自己肯定感を育み、学ぶことのできる居場所の提供を行い、生活習慣の改善や学習支援、就労支援等包括的な支援を行う。	安心して過ごし、自己肯定感を育み、学ぶことのできる居場所の提供を行い、生活習慣の改善や学習支援、就労支援等包括的な支援を行うことで、将来的に本人が自分の選んだ進路へ進めるよう支援を行う。
エ	保護管理課	子供の貧困緊急 対策事業 (子どもの居場所 運営支援事業)	児童館や公民館等の公共施設管理者が行う子どもの居場所や、より子どもの身近で地域のボランティア団体が運営する子どもの居場所へ運営補助を行う。	子ども達がより身近で見守りを行うことにより、子ども達が安心して過ごせる場所を提供する。

③ 遺された人への支援

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	地域保健課	自死遺族の会へ の紹介、周知に 関すること	「自死遺族の会」等の周知を来所相談窓口や講演会、パネル展会場等において、リーフレット等を活用しながら行う。	自死遺族に対して、個別相談のほか、集いの場として紹介・周知し、精神的支援とする。

基本施策 5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

こども（児童生徒）や若者に対する自殺対策は、こどもや若者の現在の自殺予防につながるだけでなく、将来の自殺のリスクを低減させる取り組みとなり、だれもが自殺に追い込まれることのない地域社会づくりのために重要となります。

平成28年4月に改正された自殺対策基本法では、第17条において、学校が児童生徒に対して、生徒の保護者や地域の関係者等と連携しながら「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身につける等のための教育又は啓発、その他当該学校に在籍する児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発」を行うことが、努力義務として明記されています。これがSOSの出し方に関する教育のことです。

こどもが悩みを抱えたときに助けを求めることができる、また身近な大人がそれを受け止めることができることを目的としています。教育現場だけでなく、地域や関係機関が連携した取組が必要になってきます。

① SOSの出し方に関する教育の実施

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	学校教育課	SOSの出し方、気づきへの啓発	内容：保護者や児童生徒がSOSに気づき、希求行動ができるように文部科学省からのパンフレットの配布を実施	困難やストレスに対して、信頼できる大人へ助けの声をあげることを学ぶことは生きる支援になる。
イ	地域保健課	若者向けこころの健康づくり研修会 再掲) 基本施策2)－②－ア	若者（高校生や20歳代）が自らの心の健康を保ち、ストレスへの対処や友人同士等に対して気づきやつなぎの役割となれることを目的に、ゲートキーパーの役割、こころの健康（ストレスとセルフケア、SOSの出し方）について講座を実施	若者が自らの心の健康を保ち、ストレスへの対処や友人同士等に対して気づきやつなぎの役割となれることで自殺予防につながる。

② SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	学校教育課	SOSの出し方に関する教育推進	内容：SOSの出し方教育を教育委員会と学校、地域、関係機関との連携でこども・家族の支援へつなげることを目指す。	SOSの出し方教育は、地域・関係機関と連携して広げていく。

3 重点施策

重点施策 1) 高齢者の自殺対策

1 高齢者に関する自殺の現状と課題、施策の方向性

地域における自殺の基礎資料（表⑤）によると、平成24年～28年の5年間の本市の60～69歳の自殺者数は全体の15.9%、70歳以上の自殺者数は全体の14.5%を占めています。また、同統計（表⑥）によると、60歳以上の自殺者数のうち男女別割合では、男性が82.9%、女性が17.1%となっており、男性が多く占めています。これは全年齢階級別の男女別割合の中でも、男女差が最も大きくなっている年齢層になります。

表⑤ 那覇市年齢階級別自殺者割合（H24年～28年）

年齢	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	80歳以上
割合(%)	1.7	9.3	16.5	17.4	24.6	15.9	8.7	5.8

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（H24～28年）」

表⑥ 那覇市60歳以上男女別自殺者数・割合（H24年～28年）

	人数	割合(%)
男性	87	82.9
女性	18	17.1

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（H24～28年）」

本市の平成28年度高齢者率は20.9%となっており、今後さらに増加していくことが予測されています。高齢者は配偶者や友人等との死別や離別による喪失感、身体疾患をきっかけに孤立や要介護状態になる等、複数の問題を抱えてきます。

また、地域との交流が希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、高齢者をとりまく介護に関する悩みについて公的な支援につながらないまま、親も子も高齢化していく家族が増えていくと推測され、自殺のリスクが高まる場合があることから、包括的な相談支援体制、早期の把握と見守り体制等が必要となります。

これらを踏まえ、高齢者に即した周知啓発の工夫を行い、包括的な支援のさらなる推進と地域での見守り体制の充実を図り、高齢者が生きがいを持ちながら健康維持に取り組み、社会参加ができるように支援を推進します。

2 高齢者に関する自殺対策に向けた施策として

課題を踏まえ、以下のとおりの4つの項目について取り組みを行います。

- ①高齢者・家族への自殺対策に関連した周知啓発の促進
- ②関係機関との連携推進及び支援者の育成
- ③高齢者、要介護者への社会参加など生きがいづくりの推進
- ④介護者への支援

① 高齢者・家族への自殺対策に関連した周知啓発の促進

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	ちゃーがん じゅう課	総合相談支援	・対象者：那覇市在住の65歳以上の高齢者とその家族及び支援者、地域住民等 ・場所：那覇市地域包括支援センター、ちゃーがんじゅう課等 ・内容：高齢者に関する様々な相談及びその支援	・高齢者やその家族の抱える様々な問題から起こりうる、うつ等に関する相談対応や支援を行う。 ・高齢者やその家族の抱える問題に対し、地域の関係機関との連携を図り解決につなげる。

② 関係機関との連携推進及び支援者の育成

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	ちゃーがん じゅう課	那覇市高齢者虐待予防対応ネットワーク会議	・頻度：年1回 ・対象：高齢者虐待に関連する医療・福祉・介護の関係機関や行政機関等 ・内容：高齢者の虐待予防や早期発見及び支援に関する課題の共有や連携体制の構築を図る。	虐待を受けている高齢者及びその養護者のうち、うつ等の精神症状があるものに対し、関係機関との連携を図り、必要な支援へつなげる。
イ	地域保健課	高齢者を見守る関係者へのゲートキーパー養成研修会の実施 (2019年度新規)	悩んでいる方に気づき、傾聴、つなぎ、見守り等の門番としての役割を講座において周知する。内容は、本市の自殺の現状、ゲートキーパーの役割、こころの健康（ストレスとセルフケア）等	ゲートキーパーの役割、こころの健康について学ぶことで、気づき、つなぎことへの担い手を養成し、早期の自殺予防につなげる。

③ 高齢者、要介護者への社会参加など生きがいつくりの推進

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	ちゃーがん じゅう課	総合相談支援 再掲) 重点施策 1) -①-ア	・対象者：那覇市在住の65歳以上の 高齢者とその家族及び支援者、地域 住民等 ・場所：那覇市地域包括支援センター、 ちゃーがんじゅう課等 ・内容：高齢者に関する様々な相談及 びその支援	・高齢者やその家族の抱 える様々な問題から起こり うる、うつ等に関する相 談対応や支援を行う。 ・高齢者やその家族の抱 える問題に対し、地域の 関係機関との連携を図り 解決につなげる。
イ	ちゃーがん じゅう課	一般介護予防事業	・対象者：那覇市在住の65歳以上の 高齢者及びその支援に関わるもの ・場所：那覇市地域包括支援センター 等 ・内容：介護予防の講話や実技等を 地域の通いやすい場所で開催（うつ、 引きこもり予防も含む）	普段より地域とつながる ことで、本人の居場所づく りや引きこもり予防ができ、 悩みごとやうつの早期発 見が可能となる。
ウ	ちゃーがん じゅう課	認知症カフェ	・対象者：那覇市在住の65歳以上の 高齢者とその家族及び支援者、地域 住民等 ・場所：那覇市地域包括支援センター 等 ・内容：認知症当事者及び介護家族、 支援者、地域住民等が気軽に集い、 認知症や介護に関する講話や情報共 有等を行う。	認知症の介護家族の抱 える悩みや課題を共有し、 介護うつの予防や早期発 見に努める。

④ 介護者への支援

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	ちゃーがん じゅう課	総合相談支援 再掲) 重点施策 1) -①-ア	・対象者：那覇市在住の65歳以上の 高齢者とその家族及び支援者、地域 住民等 ・場所：那覇市地域包括支援センター、 ちゃーがんじゅう課等 ・内容：高齢者に関する様々な相談及 びその支援	・高齢者やその家族の抱 える様々な問題から起こり うる、うつ等に関する相 談対応や支援を行う。 ・高齢者やその家族の抱 える問題に対し、地域の 関係機関との連携を図り 解決につなげる。
イ	地域保健課	精神保健福祉相 談の実施 再掲) 基本施策 3) -①-ア	精神保健福祉相談員が、本人や家族、 関係者等からのこころの健康に関す る相談（電話・来所）を受け、支援 を行う。	悩みの解決に向け、必要 時、医療機関や関係機関 と連携して支援を行うこ とで自殺対策につながる。

重点施策 2) 生活困窮者の自殺対策

1 生活困窮者に関する自殺の現状と課題、施策の方向性

地域における自殺の基礎資料によると、平成24年～27年の本市の自殺原因・動機別割合では、経済・生活問題が16.4%で、健康問題について2番目に多いことから、経済的問題は自殺の大きな要因の一つであると考えられます。

那覇市統計書によると、本市の生活保護世帯・人員は、年々増加傾向にあり、人口千対あたりの保護率は平成28年度では38.38であり、国の16.9、県の24.95を上回っている状況にあります。

平成30年10月に厚労省が各自治体に発出した「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策の連携について」の中には、「自殺は倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係などが複雑に関係している」ことを踏まえ、自殺対策については、「精神保健の視点だけでなく、本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要」としています。

そのことを踏まえ、自殺対策としては、経済面の支援だけでなく、健康面や就労等、関係機関が連携し包括的に支援することが必要です。

そのためには、生活困窮に関する相談支援機関が、自殺の危機を示すサインに気づき、対応方法や相談機関の情報等の基礎知識を習得し、関係機関が切れ目のない支援ができるように連携の仕方を工夫し、その強化を図るとともに、自殺に関連する相談対応力がより向上できるように、人材の育成等を推進します。

2 生活困窮者に関する自殺対策に向けた施策として

課題を踏まえ、以下のとおりの3つの項目について取り組みを行います。

- ①生活困窮者自立支援制度との連動した自殺対策の推進
- ②相談支援、人材育成の推進
- ③居場所づくりや生活支援の充実

① 生活困窮者自立支援制度と連動した自殺対策の推進

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	保護管理課	生活困窮者自立 相談支援事業	生活困窮者の抱えている就労やその他の自立に関する相談支援業務を実施し、個々人のニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、支援を行う。また、その計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関等との連携体制を構築する。	生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、各々が抱える多様で複合的な問題についての相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。
イ	保護管理課	福祉相談業務 再掲) 基本施策 3) ー①ーカ	専門の面接相談員が、相談者の状況を聴取し、他法他施策の活用や生活保護制度の利用等について十分な理解が得られるよう丁寧な説明を行う。	相談者の状況に応じて、各種支援機関や生活保護等に繋げることで、生活困窮からの脱却を図り、自殺予防や自立助長につなげる。
ウ	保護管理課	生活保護業務	生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の支給	生活扶助等を支給するとともに、健康で文化的な最低限度の生活を送れるよう被保護者の現状に応じた必要な助言・指導等を行うことで、その自立を助長する。

② 相談支援、人材育成の推進

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	地域保健課	相談対応支援者 研修会 再掲) 基本施策 2) ー④ーア	本市関係課、相談業務を実施する関係機関の相談員・職員を対象に、「自殺志向の方への対応」等、自殺に関連した精神保健福祉に関する研修を専門の講師により実施する。	各相談機関の支援者が自殺や精神疾患等に対する正しい知識を持ち、適切に対応できるよう、支援者の資質向上を図ることで自殺予防につなげる。
イ	保護管理課	生活保護担当職員研修	ケースワーカー向けの各研修の実施 ・新任研修 ・新CW実務基礎研修 ・自立支援業務研修 ・他法他施策研修 等	課題が多様化している生活保護受給世帯に対し、適切に対応できる相談援助技術の向上を図る。

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ウ	保護管理課	子どもの貧困ソーシャルワーク研修	子どもの貧困対策のために配置される支援員研修の実施 ・貧困を起因する学力不振、不登校、引きこもり等の状態になっている児童・生徒を掘り起こし、実態を把握して課題や原因を洗い出し、一人ひとりに適切な支援を行うため、支援員として必要な知識及び技能の習得を目的とする。 ・スーパービジョン ・スクールソーシャルワーク等	貧困家庭の特徴である親のネグレクト（意図的かどうかは問わない）および子どもの不安感に寄り添い、適切な人（第三者等）や社会資源との出会いによって、前向きな力を引き出していくための支援（エンパワメント支援）を行う。また、支援者のフォローアップを行う。

③ 居場所づくりや生活支援の充実

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	保護管理課	子供の貧困緊急対策事業（居場所型学習支援事業） 再掲）基本施策4）－②－イ	様々な要因で学習する環境が整っていない生活困窮状態の中学生（生活保護世帯を含む）を対象に、安心して過ごし、学ぶことのできる場の提供を行う。	個別学習支援による学力の向上、キャリア教育や生活改善支援等による意欲喚起を行うことにより、自己肯定感を高め、自分の決めた進路へ進めるよう支援を行う。
イ	保護管理課	子供の貧困緊急対策事業（子どもの包括的自立促進支援事業） 再掲）基本施策4）－②－ウ	問題が複雑・多様化し様々な要因などで引きこもりや非行等の状態になっている生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子どもを対象に、安心して過ごし、自己肯定感を育み、学ぶことのできる居場所の提供を行い、生活習慣の改善や学習支援、就労支援等包括的な支援を行う。	安心して過ごし、自己肯定感を育み、学ぶことのできる居場所の提供を行い、生活習慣の改善や学習支援、就労支援等包括的な支援を行うことで、将来的に本人が自分の選んだ進路へ進めるよう支援を行う。
ウ	保護管理課	子供の貧困緊急対策（子どもの居場所運営支援事業） 再掲）基本施策4）－②－エ	児童館や公民館等の公共施設管理者が行う子どもの居場所や、より子どもの身近で地域のボランティア団体が運営する子どもの居場所へ運営補助を行う。	子ども達がより身近で見守りを行うことにより、子ども達が安心して過ごせる場所を提供する。

重点施策 3) 勤務問題に関連する自殺対策

1 勤務問題に関する自殺の現状と課題、施策の方向性

平成29年7月の新たな自殺総合対策大綱において、「勤務問題による自殺対策が当面の重点施策」として新たに追加され、対策を推進することが掲げられました。

地域における自殺の基礎資料(表⑦)によると、自殺原因・動機別自殺者(全年齢)の割合では、勤務問題は4.1%であり、高い割合ではありません。しかし、地域自殺実態プロファイル2017(表②参照)によると、本市の自殺の特徴(属性)の一つとして、「40歳～59歳の男性、有職者(同居家族有り)」の自殺数は多く、その背景にある主な自殺の危機経路として、「配置転換や過労、職場の人間関係の悩み等」、勤務問題に関する背景があることが示されています。

自殺の原因には、必ずしも勤務問題があるとは言えませんが、職場の環境(人間関係、配置転換等)によりさまざまな生活の変化も伴い、最終的に自殺のリスクが高まることが予測されます。

表⑦ 那覇市自殺原因・動機別割合

健康問題	経済・生活問題	家庭問題	男女問題	勤務問題	学校問題	その他	不詳
47.0%	16.4%	12.3%	3.5%	4.1%	0.6%	4.4%	11.7%

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料(H24～27年)」

本市は、中小企業が大半を占めており、事業所における従業員のメンタルヘルス対策を課題としている事業所等の把握に努め、勤務に関する悩み、健康に関する悩みを抱えた方に適切な相談・支援先が周知され、つながることができるように、体制の整備を推進します。

また、過労自殺、ワーク・ライフ・バランス等に関する労働環境に関しては、国や県の動向を踏まえ、また国や県の事業、関係機関等に関する情報の提供等を行いながら推進します。

2 勤務問題に関する自殺対策に向けた施策として

課題を踏まえ、以下のとおりの2つの項目について取り組みを行います。

- ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ②勤務問題と自殺リスクに関する周知の推進

① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	健康増進課	地域職域協働による働き盛り世代の健康づくり応援事業(健康づくりの情報発信、訪問活動、健康教育)	・職場が使える健康づくり関係の各種情報の提供(市ホームページでの情報発信・チラシの配布等)を実施。 ・職場における健康づくり推進訪問活動を実施(小規模事業所を個別訪問し、職場の実態把握や職場でできる健康づくり等の情報発信を行う)また、希望がある小規模事業所に対して、出張による健康教育を行う。	健康で働き続けるためには、'健診' '栄養' '運動' '喫煙' '飲酒' '休養' が重要であり、また長時間労働の実態やメンタルヘルスの課題の把握を行い、ストレス発散等について周知等を行う。
イ	健康増進課	20-30代生活習慣病予防健診・保健指導事業	20-30歳代は、健診の機会が少なく特定健診の年齢(40歳以上)に至る前に病気が進行して重症化することがある。国民健康保険加入者以外の39歳以下の市民にも、健診を実施し早期に自分のからだの状態を把握私生活改善に取り組むことで将来の生活習慣病予防、医療費適正化等に資することを目的に実施	若い世代で健診をうける機会が少ない市民が受診。健診結果の説明、日頃からの健康づくりについて助言を行っている。メンタルヘルスについては、セルフケアの助言や必要時に受診の必要性の説明等を行っている。
ウ	特定健診課	特定健診後の保健指導(20～30代健診を含む)	20～30代健診(健康診査)や特定健診の結果をもとに、生活習慣病発症・重症化予防のための保健指導を実施	健診後の保健指導を通じて、心身の不調者の早期発見、早期対応を行う。

② 勤務問題と自殺リスクに関する周知の推進

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	地域保健課	事業所等への自殺対策の啓発の取り組み(2019年度新規)	既存の連携会議や事業所の会議等を活用して、リーフレット等を配布し、自殺対策について普及・啓発を行う。	勤務・職場での問題(メンタルヘルス等)をきっかけに自殺に至ることを早期に予防する。

重点施策 4) 無職者・失業者の自殺対策

1 無職者・失業者に関する自殺の現状と課題、施策の方向性

地域自殺実態プロファイル2017(表⑧)によると、平成24年～28年の5年間の本市の職業別自殺者数の構成割合では、有職者が全体の30.6%であるのに比べて、無職者は全体の65.8%であり多く占めています。その内訳では、その他の無職者が43.7%、年金・雇用保険等生活者が13.7%、失業者が5.2%、主婦が3.2%となっています。

5年ごとの労働力調査(那覇市統計書)によると、本市の完全失業率は平成17年12.1%、平成22年9.5%、平成27年6.5%であり低下しながら推移している状況にあります。

表⑧ 那覇市職業別自殺者数の構成割合

有職者 (30.6%)		無職					不 詳
		無職者 (65.8%)					
被雇用 ・勤め人	自営・ 家族従事者	学生・ 生徒等	主婦	失業者	年金・雇用保 険等生活者	その他の 無職者	
24.5%	6.1%	2.0%	3.2%	5.2%	13.7%	43.7%	1.5%

※その他の無職者とは、利子・配当・家賃等生活者等
資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2017(H24～28年)」

有職者に比べて、無職者の自殺数の割合が高いことから、無職者・失業者の抱える問題が多岐にわたることを踏まえ、適切な支援を行うためには、相談体制等の充実を図り、必要な相談先を周知し、就労・自立を促進する必要があります。そのためには、生活困窮者自立相談支援事業との連携も図りながら推進します。

推進にあたっては、無職者・失業者対策を実施する国や県の動向を踏まえ、情報共有と連携を図りながら実施します。

2 無職者・失業者に関する自殺対策に向けた施策として

課題を踏まえ、以下のとおりの2つの項目について取り組みを行います。

- ①失業者等に対する相談窓口等の充実
- ②職業的自立に向けた支援の充実

① 失業者等に対する相談窓口等の充実

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	商工農水課	なはし創業・就職サポートセンター運営事業 (就労相談窓口の開設)	・事業名：なはし創業・就職サポートセンター運営事業 ・頻度：月～金（9時～18時） ・内容：専門相談員が就職支援を行う。	健康面や自殺予防に関する支援が必要な相談者がいる場合は、関係課、国や県、関係支援機関等と連携して対応する。
イ	保護管理課	生活困窮者自立相談支援事業 再掲）重点施策2）－①－ア	生活困窮者の抱えている就労やその他の自立に関する相談支援業務を実施し、個々人のニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、支援を行う。また、その計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関等との連携体制を構築する。	生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

② 職業的自立へ向けた支援の充実

	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	商工農水課	なはし創業・就職サポートセンター運営事業 (就職支援セミナー実施)	・事業名：なはし創業・就職サポートセンター運営事業 ・頻度：月5～6回 ・内容：専門相談員が就職支援セミナーを実施する。	就職支援に関する各種セミナー（履歴書の書き方、面接対策等）を実施することで、職業的自立を支援する。

4 生きる支援の関連施策

市が実施している事業の中で、「生きる支援」に関連する事業や取り組みについて、自殺対策の視点を盛り込み、自殺対策を生きることの包括的な支援として推進します。

NO	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
(1) 関係者の連絡会やネットワーク会議において、課題解決や連携の取組				
1	健康増進課	「健康な21(第2次)」健康づくり市民会議	「市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、健康長寿を実現する～家庭・職場・地域もあなたの健康応援団～」の実現をめざし、市民・地域・学校・職場・保健医療関係団体・行政・保健ボランティアなどが相互に連携しながら、市民総がかりで健康づくりを推進していきために、「健康な21(第2次)」健康づくり市民会議を設置	市民会議参加団体は、市民の健康づくり及び自らの健康づくりに取り組むことを目的とし、睡眠の重要性の理解と実践、休養の確保と環境づくりについて取り組んでいる。
2	地域保健課 健康増進課 特定健診課	アルコール健康障害庁内3課合同の取り組み(連携会)	市庁内3課において、アルコール依存症やこころの健康保持に支障がある方等について、健康予防、早期発見、重症化予防、障がい予防の視点で、課題を解決する為の連携会を実施し、リーフレットの配布やパネル展示等の取り組みを話し合う。	アルコール依存症は自殺に至ることに留意し、アルコールに伴う問題の重症化の予防に関して連携のあり方、取り組みを話し合うことで、アルコール問題による自殺予防を図る。
3	地域保健課	産婦人科連絡会議	那覇市の周産期保健に関する現状と課題の共有、課題解決に向けた各機関の取り組みの確認、連携のあり方について協議	育児不安や産後うつ、妊産婦への支援に関して連携のあり方、仕組みを話し合うことで、支援の必要な妊産婦に対応でき、ひいては自殺予防につなげる。
(2) 一般住民等を対象とする研修等の実施				
4	チャームがん じゅう課	相談協力員向け研修	・実施事業：地域見守りネットワーク事業の一環 ・対象者：市が委託し地域包括支援センター圏域で相談協力員として活動するボランティア ・頻度等：18か所の地域包括支援センターにて定例会等を活用したり、年1回市主催の全体研修等 ・内容：認知症及び高齢者のうつについての普及啓発	高齢者のうつから自殺につながりやすいことや増加している傾向もあることから、うつについての理解を深め、医療や支援を必要としている高齢者の早期発見により、包括支援センターへつなげる。
(3) 相談窓口の実施、市民向け講演会や講座・イベント等の開催				
5	地域保健課	難病患者への支援	地域で生活する難病患者やその家族が抱える疾患や日常生活上の悩みに対して、保健師などが個別の相談や訪問指導等を行っている。	地域で生活する難病患者やその家族の中に自殺リスクの高い方がいた場合には、相談に応じ、こころの健康支援へつなぐ。
6	健康増進課	健康相談(電話・窓口)	一般の健康相談(電話・窓口)を実施	メンタルヘルスの相談内容については、セルフケアの助言や受診の必要性の説明等を実施。また、必要時には関係機関の紹介を実施
7	チャームがん じゅう課	介護予防把握事業	・実施事業：介護予防・日常生活支援総合事業 ・対象者：要介護認定を持っていない65歳以上の高齢者 ・事業内容：運動や栄養、認知機能の低下やうつ等の状態にある高齢者を早期に把握するため、基本チェックリストの活用を図る。	・高齢者のうつ状態にあるものを早期に把握し、うつについての理解や必要な支援へつなげる。
8	子育て応援課	育児支援家庭訪問事業	育児支援が必要な対象者に、家庭内での育児に関する具体的な援助、技術指導及び相談指導により、安定した児童の養育が可能になるよう家庭訪問を実施している。	家庭訪問により、育児不安や育児ストレスの軽減を図り、産後うつの早期発見及び予防により自殺対策につながっている。

NO	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
9	学校教育課	電話・窓口相談	相談業務：児童生徒の問題行動等に対応するために、心理士、指導主事を配置し、子どもや保護者、教師などへの相談を行う。 相談内容：いじめや不登校についての相談、素行・問題行動についての相談、情緒、行動面で気になる児童生徒の相談、その他、学業・進路等	相談業務の中から、自殺予防の早期発見、早期対応につなげる。
10	教育相談課	相談室「はりゆん」	相談業務：青少年問題に対応するために、心理士、教育相談員、指導主事を配置し、子どもや保護者、教師などへの相談を行う。 相談内容：不登校についての相談、素行・問題行動についての相談、情緒、行動面で気になる児童生徒の相談、その他、学業・進路等	少年相談業務の中から、自殺予防の早期発見、早期対応につなげる。
11	チャージャーがんじゅう課	一般高齢者向け介護予防教室	・実施事業：一般高齢者教室やがんじゅう教室等 ・対象者：65歳以上の高齢者 ・頻度等：18か所の地域包括支援センターにて地域の課題等に応じて開催 ・内容：認知症及び高齢者のうつについての普及啓発	高齢者のうつから自殺につながりやすいことや増加している傾向もあることから、高齢者自身にもうつについての理解を深め、早期発見・早期受診等の必要な医療・支援へつなげる。
(4) 周知用のリーフレットや啓発グッズ等の作成と活用				
12	平和交流・男女参画課	DV相談カード DVリーフレット なは女性センターリーフレット	・相談室「ダイヤルうない」についてのカードやリーフレットを作成 ・DV相談カードは、なは女性センター内や、市庁舎の女性トイレ（各個室）に設置。那覇市内の一部スーパーへ女性トイレへのカード設置を依頼済み。 ・DVリーフレット、なは女性センターリーフレットは、なは女性センターや関係機関に設置	相談室「ダイヤルうない」を周知することで、悩みを抱えている方がひとりで悩まずに、電話相談を活用してもらう。
(5) メディアを活用した啓発				
13	平和交流・男女参画課	ホームページによる相談窓口の案内	なは女性センターのホームページで、相談室「ダイヤルうない」を含め、那覇市保護管理課や、沖縄県女性相談所、沖縄県警察本部など、関係相談機関を一覧で案内している。	沖縄県警察本部は、年中無休で24時間対応の相談機関である。警察はじめ、関係機関の相談窓口を広く周知することで、悩みを抱えている方が、相談したい時にすぐに対応可能な相談機関につながることで、相談者の悩みや不安が軽減される。
(6) 自殺未遂者等への支援				
14	救急課	・自傷行為者の救命、搬送 ・自殺未遂者支援としてレスキューカードの提供	自損行為の方への救命や医療機関への搬送業務及び、必要な方にレスキューカードを説明し、手渡しする。	必要な方へ相談窓口を知らせることで自殺予防につなげる。
(7) こどもたちに関する教育の実施				
15	平和交流・男女参画課	「思春期の心と体」のための意識啓発事業	特定非営利活動法人おきなわCAPセンターへ、「思春期の心と体」のプログラム実施を委託 対象：市立中学全17校の1年生（学年単位） 場所：年度内に、各中学校で1回ずつ実施。 この事業は、思春期の子どもたちのための「人間関係づくりを考える」プログラムであり、自己コントロール感を得ることや人間関係トラブルから自分を守る方法を学び、また、若年者同士の「デートDV等」の問題を取り上げ、暴力やいじめの防止を図ることを目的とする。	早い時期から人権に関する意識啓発を行うことで、いじめ防止やデートDV防止、将来のDV防止につながると期待する。 このプログラムを通して、一人で悩まずに「誰かに相談する」、「自分は大切な存在」と生徒に意識してもらう。

NO	課名	事業・取組	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
(8) 失業者等に対する相談窓口等の充実				
16	保護管理課	住居確保給付金事業	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は喪失するおそれのある者に、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給する。	対象者の家賃等の生活面の不安を軽減し、求職活動を行う環境を整え、早期の就職及び生活の立て直しが出来るよう支援を行う。
17	保護管理課	一時生活支援事業	一定の住居を持たない生活困窮者に対し宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与、及び定期的な入浴等の日常生活上必要なサービスを提供する。また、関係機関や民間のホームレス支援団体と連携を図りながら、本人の状況に応じて生活や健康面、就労等についての相談や支援を行う。	宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の提供や就労支援等を行うことによって、安定した生活を営めるよう支援を行い、ホームレス生活からの脱却及びホームレス化を防止し、その者の社会的な自立を支援する。
(9) 職場のメンタルヘルスや職場環境に関すること				
18	人事課	メンタルヘルス対策事業	・メンタルヘルス研修(セルフケア、ラインケア、アルコール研修) ・対象:職員 ・職員自身の心の健康づくり能力を高め、メンタルヘルス関連知識の普及啓発を行い、発症予防や不調者の早期発見・早期対応につなげる。	市民の一員である職員自身の心身の健康づくりを通して、セルフケア能力を高めることで、問題を抱える人の早期発見・早期支援、横断的連携につなげる。
19	人事課	メンタルヘルス相談事業	・対象:全職員 ・内容:心身の不調者の早期発見、早期対応を目的に、産業医・保健師・メンタルヘルス相談員による、健康相談を行う。 ・頻度:産業医(3回/月)、保健師・メンタルヘルス相談員は毎日対応	
20	・人事課 ・教育委員会総務課	ノー残業デイのすすめ	・対象:全職員 ・内容:毎週水曜日はノー残業デイとし、全庁的に朝礼などで周知を図る。さらに8月はノー残業デイ強化月間とし、毎週水曜は定時退庁を促し、やむを得ず残業を行う場合は報告と同一週内での振替を促す。	職員の心身の健康を保ち、ワークライフバランスを推進する。
21	・人事課 ・教育委員会総務課	ストレスチェック	対象:市長事務局・教育委員会の市費負担職員(臨時職員・休職中等、一部対象外職員あり) 頻度:年1回7月頃実施 内容:調査票を提出させ、調査結果を個人別に配布	職員自身のストレスへの気づきを促し、その対処を支援することや職場環境の改善を通じてメンタルヘルス不調者となることを未然に防止する一次予防を目的とする。
22	教育委員会総務課	パワハラ・セクハラ防止研修	・対象者:管理監督(Ｇ長相当以上)職及び学校における管理職と希望する職員 ・内容:パワーハラスメント・セクシュアルハラスメントの定義、現状や事例、防止策について、管理職等のみならず、全職員が共通理解することを目的に実施	働きやすい職場環境づくりで、職員の心身の健康を保持する。
23	人事課	長時間労働による健康障害防止措置	・対象:市職員(正規)のうち、1月あたり45時間を超える職員 ・内容:所属長等が対象職員について、面接等により疲労蓄積・健康状態等について確認し、可能な場合は対象職員の業務縮減策を講じ、所属長所見を人事課宛に報告する。 ・頻度:1/月	長時間労働から不調に至りそうな職員の早期発見早期対処につなげ、過労死等の健康障害防止を図る。
24	人事課	長時間労働者への医師による健康相談	・対象:1月あたり45時間を超える職員で所属長より報告があった中より、産業医、保健師、所属長にて健康相談の必要があると判断した職員 ・内容:産業医による健康相談 ・頻度:月2回	

第4章 自殺対策の推進体制

1 那覇市自殺対策関係機関連絡会議（外部会議）

医療・福祉・教育・経済労働などの関係機関及び民間団体を構成員とし、構成団体自らもそれぞれの団体ができる自殺対策の取り組みを行い、年1～2回情報提供等を行い、進捗状況を報告するとともに、各機関等との密接な連携を確保し、本市における自殺対策の効果的な推進を図ります。

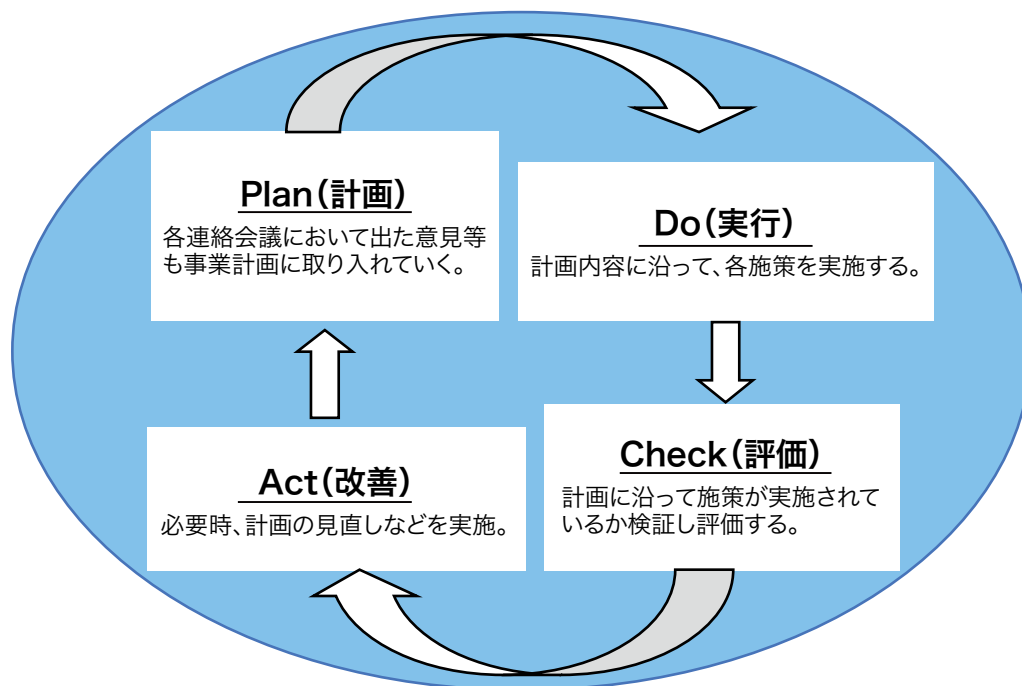
2 那覇市自殺対策関係機関連絡会議（庁内会議）

自殺対策に関連のある市の関係課長を構成員とし、本市の自殺対策を推進するために、庁内の横断的体制を整えます。

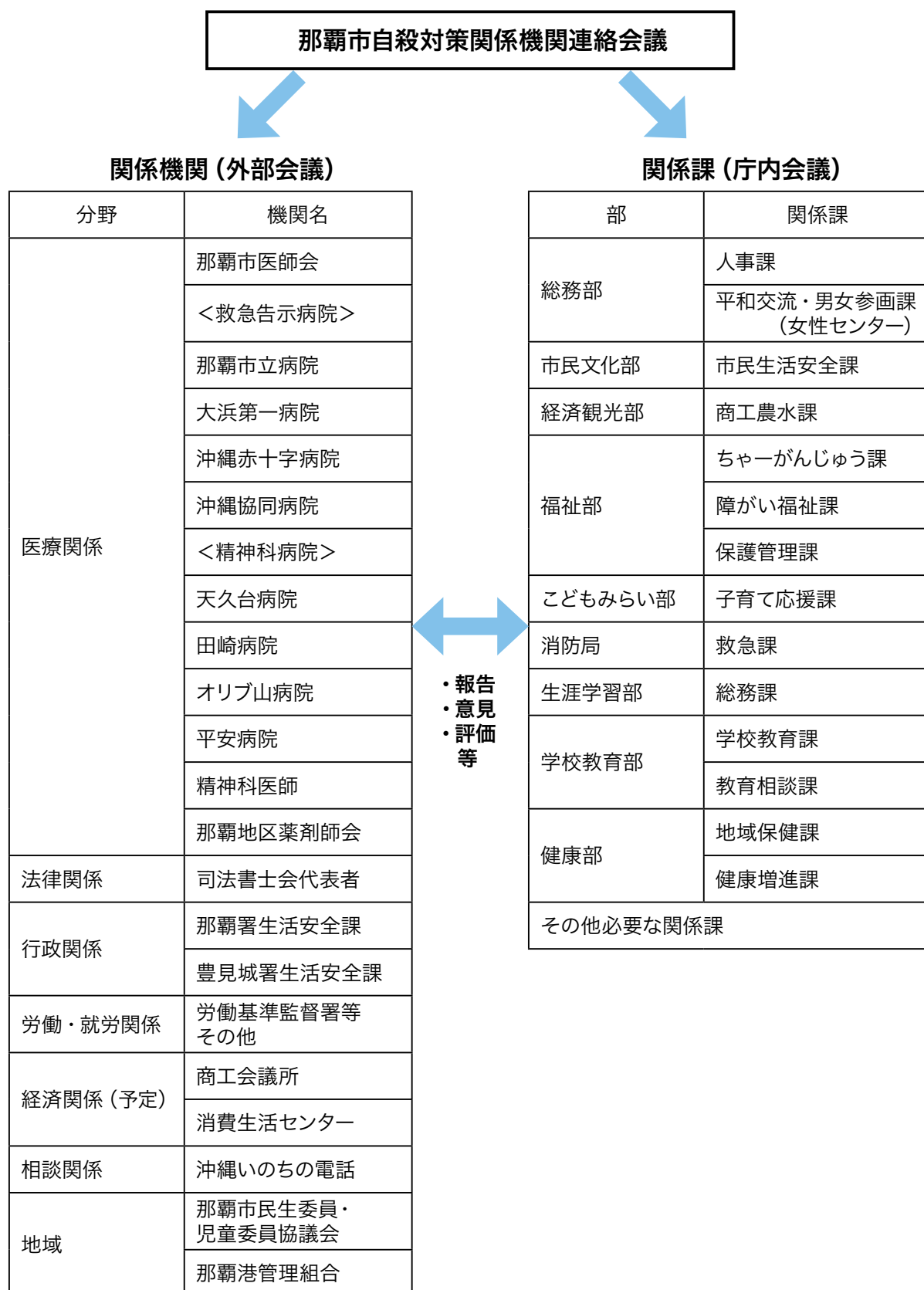
3 計画の進捗管理

本計画に基づく自殺対策の取り組み施策を着実に推進するために、自殺対策関係機関連絡会議（庁内会議）において、進捗状況の報告、確認、課題等の情報を共有していきます。

また、関係機関・団体で構成する自殺対策関係機関連絡会議（外部会議）においては、庁内会議で出された取り組み状況や課題等を報告し、意見交換を行い、継続的な改善を図るためにPDCAサイクルによる計画の進捗管理を行います。



4 自殺対策推進体制図



自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚

部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階に

おける当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総

理大臣が指定する者をもって充てる。

- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

那覇市自殺対策計画
令和元年7月 発行

発行：那覇市 健康部 地域保健課
〒902-0076 沖縄県那覇市与儀1丁目3番21号
電話：098-853-7962
